

自治体財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、地域経済・雇用創出の促進、少子・高齢化への対応、地域レベルでの環境需要の高まりのなかで、基礎自治体が果たす役割は一段と高まっている。

しかし、政府は、地域間の経済格差を放置したまま「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により自治体財政の圧縮を進め、総務省の新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定を自治体に押しつけ、住民生活を犠牲にした行政改革を進めている。さらに、2007年4月からスタートした地方分権改革推進委員会では、行政コストの削減を優先する行政改革、財政再建のための分権改革の議論が先行し、国・地方の役割や税財源配分の見直しなど、地方自治の拡充のための分権改革からかけ離れた議論が展開されている。

自治体財政硬直化の要因は、景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の政策に地方が強力を強いられてきたことが主な要因である。新型交付税の導入や地方財政計画の見直しなどによる一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり容認できない。今、めざすべき方向は、地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するもとの、地方税の充実強化、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充・強化をすることである。

2008年度予算は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」に沿って新年度概算予算作成が開始しているが、より住民に身近なところで政策や税金の用途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、2008年度政府予算における自治体財政の充実・強化をめざし、次の通り求める。

記

1. 国：地方の税収割合 5 : 5 の実現にむけて、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度改革を進めること。特に、自治体間財政力格差を是正するための地方税の充実強化をはかること。
2. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体間の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充・強化を行うこと。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 経済財政政策担当大臣